

厚木市職員考査委員会規程

(設置)

第1条 職員の分限、懲戒等の公平を期するため、厚木市職員考査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項につき、任命権者の諮問に応じ、調査及び審議し、その結果を報告するものとする。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第1項に規定する分限処分に関する事項

(2) 法第29条第1項に規定する懲戒処分に関する事項

(3) 厚木市職員の分限に関する条例（昭和30年厚木市条例第65号）第6条第1項に関する事項

(4) 厚木市の臨時的に任用された職員の分限に関する条例（昭和30年厚木市条例第68号）第2条に規定する分限処分に関する事項

(5) その他職員の紀律及び服務に関する事項

2 委員会は、必要に応じ前項各号に掲げる事項に関し、任命権者に意見を述べることができる。

(調査等)

第3条 委員会は、必要な調査を実施し、職員の出席を求め、意見又は説明を聴くことができるほか、資料の提出を求めることができる。

(組織等)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員8人以内をもって組織する。

2 委員長は総務部を担任する副市長をもって充て、副委員長は委員の互選をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(除斥)

第6条 委員は、自己に係る事件については、その議事に参与することができない。

ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、人事主管課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

別表

職 名
他の副市長
教 育 長
政策部長
総務部長
財務部長
教育総務部長